

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、加須市から加須都市計画事業栗橋駅西（大利根地区）土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司